

令和 8 年 6 月第 8 回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和 8 年 6 月 29 日（月）教育委員会室

議決事項

議案第 21 号 松阪市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 22 号 松阪市いじめ問題対策連絡協議会委員等の委嘱について

議案第 23 号 松阪市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画について

報告事項

報告第 31 号 令和 8 年度 5 月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中	田	雅	喜
委員（教育長職務代理者）	安	岡	幹	根
委員	松	岡	曜	子
委員	川	端	有	美
委員	川	口	正	人

出席事務局職員

事務局長	若	山	幸	則
事務局次長	熊	野	佳	幸
教育総務担当参事兼教育総務課長	西	浦	有	一
学校教育課長	丸	山	竜	平
学校支援担当参事兼学校支援課長	脇	葉	敦	
学校支援課担当監	森	本	好	洋
子ども支援研究センター所長	中	西	祐	司
生涯学習課長	山	中	一	人

傍聴者 0 人

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 8 年 6 月第 8 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 21 号「松阪市図書館協議会委員の委嘱について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 21 号 生涯学習課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 21 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 21 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 22 号「松阪市いじめ問題対策連絡協議会委員等の委嘱について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 22 号 学校支援課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

松阪市いじめ問題対策連絡協議会は年間何回、どのような内容の協議を行っていますか。

◎事務局

松阪市いじめ問題対策連絡協議会は年 1 回以上行っております。昨年度は 10 月に行わせていただいて、それぞれの関係機関の持ってる情報を出していただいて情報共有に努め、それぞれの関係機関の連携を図り、いじめ問題の対策に向けて協議を行いました。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 22 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 22 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 23 号「松阪市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 23 号 学校教育課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

◆委員

議決事項資料の 20 ページにメンタルヘルス対策としてここには取り組みが書かれていますが、ストレスチェックというのは具体的にどういったことを聞かれていますか。

◎事務局

メンタルヘルスチェックというものを毎年行っていて、県の取り組みで学校教育課が中心となって行っています。具体的には教職員満足度調査というストレスチェックがあり、総勤務時間における満足度や、上司の支援はどれくらいあるのかといったことを 5 段階で教員が評価をしています。他にも 20 項目ほどございますので、コピーして委員の皆様の後ほどご確認いただきます。

◆委員

議決事項資料の 13 ページで現状と課題の所で、時間外の平均と長時間勤務の割合が示されています。定時の時間帯は何時から何時までなのかと、土日のクラブの大会等での勤務はこの時間外勤務の時間に含まれるのでしょうか。

◎事務局

勤務時間につきましては学校によってバラバラですが、大体は 8:30 から 17:00 までとなっております。学校によって 8:15 から始める所や、8:20 から始める所等様々ですが、そこから 7 時間 45 分勤務し、間に休憩を 45 分程度挟んだ後が、退勤時間となっております。それを超える時間の勤務について時間外勤務としてこちらで集計させていただいております。

土日の部活動につきましても、時間外としてカウントしています。

◆委員

時間外はシステムでタイムカードのようなもので入力していますか、それとも自己申告ですか。

◎事務局

自己申告になっております。ただし今年度から C4th という校務支援システムを導入し、パソコンのログで在校時間を管理しております。自己申告でも入力して提出いただいているので、2つの方法で管理しております。

◆委員

時間外の平均時間に関してですが、全国的に見て松阪市は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

◎事務局

三重県全体を見ると松阪市の方は時間外の方は少ない状況です。

○教育長

全国、三重県、松阪市の平均時間についてまとめて次回ご提出ください。
月 18.4 時間の残業というのは一般的な相場観でいくと多いのでしょうか。

◆委員

業種にもよると思います。どこを基準にするかによって異なりますが、普通の民間企業よりは多いと思います。ただ個人によって偏りが激しい部分があると思います。

○教育長

この計画を作成して議論をした際に、教員にも定時になれば帰れる教員もいれば、家庭訪問やクラブ活動等様々に時間を費やす必要がある教員もいるという話がありました。何が時間外の平均をあげているのかというと、そのように頑張っている教員の方の時間外が多くなってしまっている部分です。一生懸命子どもと保護者の方に積極的に接していただいている先生方に対して、平日休みをとってくださいといってもなかなか難しい話です。学校全体で休むのではなくて、個人で休みを取っていただける日を作れるようになれば一番いいと思っております。

国の方では残業代の代わりとして教職調整額を支払っていて、段階的に引き上げようとしていますが、それではとても足りません。全く残業をされていない教員もいるわけですから、そのような部分も考慮が必要です。

働き方改革で一生懸命働かれている方の業務を減らせるように、ただその方々が休みを取ることで負担がかからないように、これからの政策を市独自で考えていきたいと思っております。

◆委員

時間外の電話の件に関しましては企業の方でも、課題となっていてなかなか難しいものです。特に大手の企業ですと、休日のとれる体制がしっかりとしています。いかに効率よくしていくのが大事になってきます。業務の効率化ということで、会議の結果報告を AI で行っているところもございます。AI の活用もこれから大事になってくると思います。

○教育長

自動採点を導入するといった AI の活用は、様々な部分で行っております。AI を活用した業務改善事例として、全国のまとめたものをまたご提出ください。また松阪市独自で行っている AI での業務改善の措置も一緒に教えてください。松阪独自の休暇措置につきましても原案を作成してください。

◎事務局

大手の企業の方は引継ぎの仕組みがしっかりしているのだと感じます。気を付ける必要があるのが引継ぎで、人に就いてしまっている仕事があることです。その仕事を他の職員に情報共有していると、その職員が休んでいても補えるので、職員間の情報共有の仕組みが大事です。病院ではカルテがあり、どんな対応をしたのかという過去のデータを次の担当者に繋げることができます。このように何らかの方法で情報共有を行う必要があります。引継ぎの仕組みについては業務改善点として挙げられると思います。

◆委員

この調査の項目については誰が決められたのでしょうか。

◎事務局

三重県の方です。

○教育長

三重県の方では年に 1 回この調査を行っているということで、市の方ではこの調査について月に 1 回行ってもいいと思います。また生徒指導として、子ども版の方も同じような調査を作っていただきたいです。

今年の教育委員会の大きなテーマが教育ログの活用です。いじめや不登校の原因調査はありますが、継続的な検査が必要だとある研究機関は主張します。以前は調査をペーパーで行い、集計・分析するというのが大変でしたが、今子どもたちはタブレットで調査を行い、オンライン集計を行い、精度の高い AI 分析が可能です。よく眠れていた子どもが眠れない日々が続いているというのには、何らかの心境変化による SOS だと思います。この全部の項目を毎月調査するとなると大変ですが、いくつかをピックアップしてそのような気になる子たちの心の変化に気付けるようにしていくことが大切です。

今年から心の天気というものを導入しました。今の子どもの気分を晴れ・曇り・雨で表現するもので、市独自になぜその天気で表現したのかを聞く欄も作成しました。それと合わせて調査を見ていくと、不登校のきっかけやいじめが発覚する前に対応できると思います。極端に言いますと自死に繋がらない手立てになっていくと思います。

◆委員

眠れないことについての調査がありますが、体が原因なのか心が原因なのかについても分けて調査してみる方がよさそうです。

○教育長

睡眠については協議してください。今委員に提案いただきましたようなことも入れて調査を県が出すものとは別に作成いただきたいと思います。眠れないというのは心理的ストレス、仕事のストレスが大きな要因になっていると思いますので、そこに焦点を当てた調査を是非作っていただきたいと思います。

そして生徒指導のほうも継続したデータ分析によりわかることも多いと思うので、目的を明確に、現場の負担になりすぎないような調査をお願いいたします。

◆委員

アンケートを取られたらその後の結果から、どのようにサポートしていくのかも明確にしていきたいと思います。

○教育長

委員おっしゃられた通り、このアンケートをとってこういう結果になったんで、市教育委員会としてはどういう支援をしていくのかそこが大切です。データを集計して、そこを直してくれと言い放つのではなく、改善するための計画をしっかりと練っていく必要があります。

病休になってしまう先生方を減らすのが一番の目的かもしれません。

◎事務局

ストレスチェックというのは 2015 年に労働安全衛生法により 50 人以上の労働者のいる事業所に対して義務化されています。具体的には、50 人以上の労働者のいる事業所は年 1 回、すべての労働者にストレスチェックを行うことが義務化されています。高ストレスの判定者の申し出があれば、医師の面接指導を行うことが人事管理上すごく大事になっています。先ほど教育長がおっしゃられたアンケート結果の集団分析を行い必要に応じて、職場環境を改善することということで、令和 10 年 4 月からは、50 人未満も義務化になります。

アンケートの項目ですが、現行広く使われているのは、厚生労働省が推奨する職業性ストレスチェック簡易調査票という決まったものになっております。これは 57 項目の質問で構成されてまして、仕事のストレス要因に関する質問と、心身ストレスに反応する質問、それから周囲のサポートなどストレスに影響する要因に関する質問という 3 つのカテゴリーから、質問の順番や内容は決まっております。そして簡易版として 23 項目のものもありますが、おそらく広く使われているのはこの 57 項目のもので、松阪市役所の事務系に対してもこの 57 項目のものが使用されています。教員に対するものは、パッと見させていただくとこの 57 項目の簡易版のものが使用されています。医師の面接指導の観点もあり、このデータをそのまま医師が判断するので、厚生労働省の推奨の質問の分析結果をもとに、処置がなされるということでしたので、このストレスチェックに限っての問題構成を変えるのは難しいです。そのためこの質問自体を変更することはできず、また別でこのアンケートを参考にしてアンケートを作成することは可能です。

アンケートの心理的な仕事の量の負担、質の負担というのが松阪市は大きいわけですので、そこをどうしていくのかが目標には反映されていないように思われます。同僚や管理職からのサポートによって、なんとか保てているようにこの結果からは見受けられます。

松阪市としては上司からの支援、同僚からの支援を受けやすい環境を築き上げてきました。そこが現場からも一定の評価を受けているというのは、喜ばしいことです。何かあった際には現場にいる教員でパッと動けるように支援を行って来て、相談員を付けたり、いろんなことを行ってきたことには一定の評価をいただいております。

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 23 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって議案第23号は、原案どおり可決いたしました。

議決事項が終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第 31 号につきまして、事務局から説明願います。

31. 令和8年度5月児童生徒の問題行動等について

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 31 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 31 号は承認いたしました。

[illegible]

○教育長

報告事項が終了しましたので、その他の方に入ります。事務局から何かございませ
んか。

(事務局から「なし」の声)

○教育長

委員の皆様から何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

台風がこの間ありましたが、今の決まりでは朝の 5 時に暴風警報が出ていれば、給食はストップになります。登校前に暴風警報が出ていれば自宅待機で、11 時までに暴風警報が解除になれば昼食を家で食べ、午後に学校へ行くという原則でした。そのため、保護者の方から朝に昼食が必要と言われても対応できない、前もって言っていただけると仕事を調整することができるのにといったお声も頂戴しておりました。また給食の食材についても朝の 5 時にストップと言われてもなかなか厳しいところもあるということでした。

そのため前々回の台風では、最新の情報をもとに前日の 16 時に協議をさせていただいて、17 時には保護者に連絡させていただきました。給食も完全にストップさせ、それによって食材の無駄もなくなりました。11 時に家から出てくるかどうか判断するのではなく、休校ではなく自宅学習という形を取らせていただきました。前日にそのような判断をしました。気象庁は 12 時まで暴風警報は出さないという感じであったのが、15 時の段階で暴風警報を出す感じで、最新の情報をもとに早めに判断を下したことが、保護者や学校現場等の様々な場所からは良い評価を頂戴しました。

休校につきまして何かお考えがありましたら、よろしく願います。

◆委員

とても早い判断で助かりました。先生方は出勤の方はされたのでしょうか。

○教育長

先生方には学校に出てきていただいて、リモートで授業をしていただきました。ある中学校では障がいを持つ生徒が非常に不安がっていたが、リモートで先生と会話をする

ことで落ち着きを取り戻したという話を耳にしました。

今回の臨時休校で子どもと教職員の関わりの中で、心温まるエピソードがあれば記入してくださいと学校長にお願いしたところ、様々なエピソードを頂戴しました。よかったなと思ったのが、単に授業や安否確認を行っただけと違い、リモートを通してできることがあったことです。先ほどの話もございますし、無事です・元気ですだけでなく、「昨日の夜は怖かったですが無事です」といった何か一言つけて送ってくれる児童がたくさんいたという話を聞きました。先生のメッセージに対して「先生も大丈夫ですか」という可愛い反応を児童からもらい、職員室で話題になったという話も耳にしました。保護者から雲出川の写真を送っていただき、職員を気遣うメッセージを頂戴しましたという話もありました。

セルラーモデルのタブレットを児童生徒は持っているため、Wi-Fi 環境関係なしに端末を使えたことが良かったです。台風による休校等の判断はやはり早いほうがよろしいでしょうか。

◆委員

はい、早い方が助かります。

○教育長

そのあたりは、もう一度考え直さないといけません。共働きのため1人でいないといけな子どもの不安をどうしていくのか考える必要があり、放課後児童クラブで子どもを預かって欲しいという保護者の声も耳にしました。保育園の場合は保護者が送り迎えを行うことが前提のため、暴風警報や大雨警報が出ても子どもを預かってくれるからです。そういった手立ても考えていかないとけないと思いました。ただセルラーモデルのタブレットの利用により、教育的効果は担保できたので、そこは継続していきます。

今後なるべく早い段階で、台風による休校等の判断を出せたらいいなと思います。特に食料費の高い現状において、給食で食材の無駄が出ないようにしないといけません。県立高校はいかがですか。

◆委員

朝6時の段階で台風による休校等の判断を出している学校が多いです。ただ高等学校は通学範囲が広いため、例えば松阪市の方に暴風警報が出ていなかったとしても、三重県のどこかで出ていれば休校ではないですが、自宅待機の判断になる学校が多いです。

○教育長

JR や近鉄が止まってしまったら、通学に使う学生は自宅待機せざる負えないですね。

ただ教職員には学校に来ていただいて、暴風警報が解除されると、通学路の安全確認をして帰っていただいています。通学路で危ない所がある際には、写真を撮って送っていただき、教育委員会に伝えていただいています。

早めに台風による休校等の判断を出せるようにしていきましょう。

○教育長

他に何かございますか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、7月23日 木曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和8年6月第8回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時47分 閉会